

令和7年函審第16号

裁 決

モーターボートA定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年5月5日13時15分

北海道紋別港南東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録長 6.30メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 114キロワット

3 事実の経過

(1) Aの構造及び設備等

Aは、平成8年7月に進水し、最大搭載人員が旅客7人及び船員1人の船内外機を装備したオープンデッキ型FRP製モーターボートで、右舷中央部に操縦区画、同区画前部やや右舷寄りに舵輪、機関回転計及び速度計等を組み込んだパネル、その右舷側に機関遠隔操縦装置、左舷側にGPSプロッター及び物入れ、後方に操縦席、操縦区画後部に連続して同乗者用の座席をそれぞれ備え、船首方及び舷側がウインドシールド及び舷縁で囲まれていた。

(2) 紋別港南東方沖合の状況

紋別港南東方沖合には、令和5年9月1日から令和15年8月31日までの間、紋別港第2防波堤灯台（以下「防波堤灯台」という。）から306度（真方位、以下同じ。）5.90海里、321.5度6.09海里、359.5度2.15海里、047.5度1,390メートル、116度9.18海里及び126度9.28海里的各地点を順次結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域に、北海道知事のX組合に対する共同漁業免許状に基づく免許番号網海共第11号の漁場区域（以下「第11号区域」という。）が設定され、同区域には毎年4月1日から7月31日までの間、紋別港南西端南東方沖合約3海里的海岸線から北東方沖合約600メートルのところに、長さ約500メートルの簡易標識及び浮子が付属したいわし・ます・にしん小型定置網（以下「紋別定置網」という。）が敷設され、海上保安庁が提供している海洋状況表示システムの定置網情報によって第11号区域が周知されるとともに同区域の範囲、定置網の存在及び同網の操業時期等が示されていた。

(3) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）24フィート艇を購入して船長として同船に乗り組むようになり、令和2年7月Aに乗り換えて以降年間10回程度第11号区域を含む紋別港南東方沖合の釣り場で釣りをを行い、紋別定置網の存在を承知し、平素、同定置網に設置された簡易標識を目測して紋別定置網との相対位置関係を把握するとともに同標識を頼りに同定置網を避航していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和7年5月5日09時30分紋別港を発し、同港東方及び第11号区域南東部の釣り場で釣りののち、12時50分同釣り場を発進して帰途に就いた。

a 受審人は、西寄りの風浪が増勢したのを認め、同風浪の影響を受けながらの西行が困難となることを予想し、風浪の影響を軽減する目的で海岸線に寄って帰航することを思い立ち、紋別定置網に向かう針路となるので、同定置網に設置された簡易標識を目測して紋別定置網との相対位置関係を把握するとともに同標識を頼りに同定置網を避航するつもりで、GPSプロッターを休止したまま、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、12時55分半少し過ぎ防波堤灯台から133度4.98海里の地点で、針路を紋別港南部に築造された展望塔に向く304度に定め、機関を極微速力前進の回転数毎分1,000にかけ、6.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、左舷船首方から打ち付ける海水飛沫が掛かるのを避けるために顔を伏せ、同飛沫が付着して視界の悪化したウインドシールド越しに船首方に視線を向けながら手動操舵により進行した。

a 受審人は、13時12分防波堤灯台から138度3.19海里

の地点に達したとき、紋別定置網まで620メートルのところとなり、その後同定置網に向かって接近する状況であったが、紋別定置網まで距離があるものと思い、ウインドシールドから顔を上げ、同定置網に設置された簡易標識を目測して紋別定置網との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうしてa受審人は、紋別定置網を避けることなく続航中、13時15分少し前右舷船首方至近に同定置網の浮子綱を認め、機関を中立運転にかけたものの、及ばず、13時15分防波堤灯台から139.5度2.86海里の地点において、Aは、原針路のまま、1.3ノットの速力となったとき、その船首部が紋別定置網の南西部に乗り入れた。

当時、天候は曇りで、風力4の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

その結果、紋別定置網は、浮子綱に切損を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件定置網損傷は、紋別港南東方沖合において、第11号区域南東部の釣り場から同港に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、紋別定置網に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、紋別港南東方沖合において、第11号区域南東部の釣り場から同港に向けて帰航する場合、ウインドシールドに海水飛沫が付着して視界が悪化していたのだから、紋別定置網に向首進行することのないよう、ウインドシールドから顔を上げ、同定置網に設置された簡易標識を目測して紋別定置網との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、紋別定置網ま

で距離があるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同定置網に向首進行して乗り入れる事態を招き、紋別定置網に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

函館地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁